手続開始の公示　兼　入札説明書

次のとおり、簡易公募型競争入札の手続を開始します。

2026 年　11 月　9 日

阪神高速道路株式会社
契約責任者　建設事業本部長　杉浦　正彦

1　業務概要

（1）業務名　　小規模物件調査業務(2026-1-堺緩)

（2）業務期間等　**別表－1**「業務概要及び入札・契約方式等」のとおり

（3）業務内容　本業務は、大阪府道高速大阪堺線（阪神高速 15 号堺線）の環境施設帯の用に供する土地等の取得に伴う小規模の建物（延床面積 450.90 ㎡）、工作物及び動産の調査及び補償額の算定等を行うものである。

（4）本業務は、参加表明書等の提出をもって参加表明とみなし、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式によって落札者を決定する簡易公募型競争入札方式の対象業務である。

（5）その他

①本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、別添の電子入札運用基準を適用する。

②本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。Hi-TeLus ユーザー登録申請書を様式－14 により作成し、参加表明書等と共に提出すること。なお、契約締結しなかった場合には、ユーザー登録をせず、阪神高速にて破棄する。

③本業務は、賃金等の変動に対処するための建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更（業務スライド）の試行対象業務である。

2　用語の定義

本業務に関連する交付図書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおり。

（1）確認基準日　手持ち業務、企業の業務実績、技術者の業務経験等の競争参加資格の確認の基準日をいう。確認基準日は、**別表－3**「競争参加資格の確認基準日」のとおり。

（2）参加表明書等　様式－1から様式－14 及びそれらの記載内容を確認するための添付資料をいう。ただし、作成及び提出を求めている様式に限る。

3　契約担当部署

別表－3「担当部署」のとおり

4　競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に示す競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を満たすこと。

（2）阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第６条の規定に該当しない者であること。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（5）参加表明書等の提出期限の日から開札時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

（6）入札者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、参考－２「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

（7）業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

①再委託の内容が主たる部分の場合

②業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

5　競争参加資格の確認等

（1）本競争については、下記７に基づく参加表明書等の提出をもって参加表明とみなすとともに、当該提出書類に基づき、競争参加資格の有無について確認する。なお、参加表明書等の作成及び記載内容に関する留意事項は、各様式に記載の「作成上の留意点」及び別紙－４「参加表明書等作成の手引き」を参照のこと。

（2）競争参加資格の確認は、**別表－３**「競争参加資格の確認基準日」をもって行うものとし、その結果は、電子入札システムにより通知する。通知日については、**別表－３**「競争参加資格確認結果の通知日」のとおり。なお、電子入札システムによる通知が困難な場合は、電子メールにより通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から５日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求めることができる。書面は持参すること。また、この回答は、説明を求める事ができる最終日の翌日から５日以内（休日を含む。）

に書面により行う。

（３）競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明要求の受付場所・期間・時間　**別表－３**のとおり

６　設計図書等の交付期間及び方法

（１）交付期間　**別表－３**「契約書案及び設計図書等の交付期間」のとおり

（２）交付方法　下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、ＣＤ－Ｒ等により交付するので、事前に上記３の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/

（３）交付図書のダウンロード手順　（２）のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

７　参加表明書等の提出期間、場所及び方法

（１）提出期間　**別表－３**「参加表明書の提出期間」のとおり

（２）提出場所　**別表－３**「担当部署」のとおり

（３）提出方法　下記①、②又は③のいずれかによること（詳細は、電子入札運用基準参照）。

①電子入札システムにより、参加表明書及び添付書類を提出するものとする。（電子ファイルサイズは合計３ＭＢ以内）

②電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式４）を送信し、参加表明書及び添付書類は上記（２）の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電子ファイルサイズが合計10ＭＢを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること。）

③上記①、②によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、電子入札運用基準に従い必要書類一式１部（データを含む。）を上記（２）の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。

８　質問の受付期間及び回答

（１）本業務に関連する交付図書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。なお、「質問」の欄には見積内容、会社名等を記載しないこと。

①提出期間　**別表－３**「参加表明書の内容に関する質問の受付期間」
「入札説明書/設計図書に関する質問の受付期間」のとおり

②提出場所　**別表－３**「担当部署」のとおり

③提出方法　原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙－３)により作成し、PDF及びオリジナルデータ(別紙－３)を送付すること。）

（※電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

（２）質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から３日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所　阪神高速ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)。

②閲覧期限　**別表－３**「参加表明書の質問に対する回答の閲覧期限」

「入札説明書/設計図書に関する質問に対する回答の閲覧期限」のとおり。

９　ヒアリング

本競争ではヒアリングは実施しない。

10　参加表明書等の無効

（１）参加表明書等に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書等を無効とするとともに、競争参加停止の措置を行うことがある。

（２）提出された参加表明書等が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書等を無効とし、競争参加資格を認めない。

①参加表明書等の全部又は一部が提出されていない場合

②参加表明書等と無関係な書類である場合

③他の業務の参加表明書等である場合

④白紙である場合

⑤入札説明書に指定された項目を満たしていない場合

⑥その他未提出又は不備がある場合

（３）参加表明書等の記載内容を証明する資料の提出を求めている場合において、証明する資料の提出がないとき又は証明する資料に不備があるときは、記載内容が阪神高速の発注業務であっても、当該記載内容を認めない。

11　参加表明書等の評価基準

（１）評価項目、評価基準及び評価の重み

別表－４のとおり

12　総合評価落札方式に関する事項

（１）総合評価落札方式の仕組み

入札参加者は価格をもって入札し、提出された参加表明書等の評価に応じて付与する技術評価点

及び入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値（総合評価値＝技術評価点＋価格評価点（別紙－１，２参照））を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。技術評価点及び価格評価点の満点は、**別表－４**「評価項目配点一覧表」のとおり。

（２）上記の（１）において総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

13　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

（１）電子入札システムによる入札の締切
別表－３「入札の締切」のとおり

（２）郵送等による入札書の締切（紙入札参加の承諾を得た場合）
別表－３「入札の締切」のとおり（郵送等の宛先は、**別表－３**「担当部署」のとおり。直接（持参）入札、ＦＡＸによる入札及び電子メールによる入札は認めない。）。また、阪神高速からの競争参加資格確認結果通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。なお、**別表－３**「入札の締切」に記載の日時で当社必着とする。

（３）開札日時
別表－３「開札日時」のとおり

（４）開札場所
別表－３「開札場所」のとおり

（５）開札は、複数の阪神高速社員を立ち会わせて行う。なお、開札後、入札を辞退した場合は競争参加停止措置を行うことがある。

14　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　**別表－１**「入札保証金」のとおり

（２）契約保証金　**別表－１**「契約保証金」のとおり

15　入札の無効

競争参加資格がない者のした入札、参加表明書等に虚偽の記載をした者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

16　落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記12の方法で決定するものとする。落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も総合評価値の高い者を落札者とすることがある。

17　調査基準価格を下回った場合等の措置

最も評価値の高い者が、調査基準価格を下回って入札を行った場合は、落札者の決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。落札者は、この調査の際に提出した資料の内容に基づき業務を行うものとする。

18　参加表明書等に記載された内容の変更

（１）落札者決定後、資格要件を満たしていないことが判明した場合、契約を結ばないことがある。

（２）提出された参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定技術者として様式－４～７により申請した管理技術者等（管理補助技術者、照査技術者、担当技術者を含む。）は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護、受注者の責によらない事由により履行期間が延期となる場合等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、発注者と協議の上、変更を認める。

19　手続における交渉の有無

別表－１「手続における交渉の有無」のとおり

20　契約書作成の要否

要。契約書（案）により、契約書を作成するものとする（本件は電子契約を推奨）。

21　支払条件

別表－１「支払条件」のとおり

22　再苦情の申立てに関する事項

競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、上記５．（２）の回答を受け取った日から７日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。

（１）受付窓口：**別表－３**「担当部署(参加表明書等提出先)」のとおり

（２）受付時間：毎日（休日を除く）午前 10 時から午前 12 時まで及び午後１時から午後４時まで

23　関連情報を入手するための照会窓口

別表－３「担当部署」のとおり

24　当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を、当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

別表－１「随意契約予定の有無」のとおり

25　その他の留意事項

（1）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。

（3）上記４（1）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書等を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

（4）参加表明書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、申請する者の負担とする。

（5）提出された参加表明書等は返却しない。なお、提出された参加表明書等は、この競争手続の実施及び契約の履行確認以外の目的で申請した者に無断で使用しない。

（6）参加表明書等の内容に不明な点等があれば、問い合わせを行うことがある。

（7）技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、未実施の評価項目ごとにその項目点数を業務成績評定から減点する（最大 10 点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

（8）入札参加を認め又はその資格を与えた者が契約の締結までの間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則別表に掲げる措置要件に該当すると認められたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

（9）本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む。）及び本業務を受注したコンサルタント（設計共同体による場合は各構成員を含む）と資本・人事面等において関連がある製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次の①から③までのいずれかに該当する者である。

①資本関係

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

1）子会社等と親会社等の関係にある場合

2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1）については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

１）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

本業務を受注したコンサルタントと製造業者又は建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以上

別表－1

業務概要 及び 入札・契約方式等

業務名		小規模物件調査業務(2026-1-堺緩)
業務の目的		本業務は、大阪府道高速大阪堺線（阪神高速15号堺線）の環境施設帯の用に供する土地等の取得に伴う小規模の建物（延床面積450.90㎡）、工作物及び動産の調査及び補償額の算定等を行うものである。
業務内容		本業務に係る特記仕様書記載のとおり。
業務期間		契約締結日の翌日　　から　　2027年6月25日　　まで
WTO協定対象		×対象外
競争方式		簡易公募型競争入札
選定方式		総合評価落札方式
Hi-TeLusの適用		○対象
担い手確保施策		○対象
手続における交渉の有無		×無
随意契約予定の有無		○有　本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否		×否
見積書審査方式		×対象外
見積依頼項目及び条件等		－
設計審査補助業務の受注実績	認定	×適用対象外
	評価	×評価対象外
その他適用方式等		－
支払条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	免除する。
	前金払	○有（請負金額の30%を超えない範囲とする。）
	部分払	○有（業務期間中４か月に１回までとする。）
再苦情の申立て		競争参加資格がないと認めた理由又は非選定の理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、当該回答を受け取った日から７日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。 （１）受付窓口：別表－３の「担当部署」 （２）受付時間：毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。） 午前10時から午前12時まで及び午後１時から午後４時まで

注)各入札・契約方式等の詳細については、別紙を参照のこと。

別表－2

競争参加資格・要件等

業務名		小規模物件調査業務(2026-1-堺緩)	
基本的事項			
企業の形態		単体企業	
ＪＶ構成		－（設定なし）	
一般競争参加資格		下記の一般競争参加資格の認定を有すること。	
	認定年度	2025～2028年度	
	種別	補償	
1級建築士事務所の登録		×不要	
地域要件		設定なし	
企業の能力			
実績対象期間		過去　10　年度分までの業務実績が対象 （2016年度以降、別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。）	
業務実績		下記のいずれかの実績を有すること。	
	同種業務	土地等の取得に伴う建物調査業務1契約において延床面積450㎡以上の建物調査をしたもの	
	類似業務	土地等の取得に伴う建物調査業務1契約において延床面積150㎡以上の建物調査をしたもの	
	補足説明	※建物の構造及び用途は問わない ※延床面積は1契約であれば複数建物の合計も可とする ※建物調査を実施したこと及び建物規模がわかる資料を添付のこと （テクリス、図面等）	
配置予定技術者の能力			
管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）			
配置の要否		○配置を求める。	
保有資格		下記のいずれかの資格を有すること。	
資格種別		①　補償業務管理士（物件部門）	
		②　補償コンサルタント登録規定「物件部門」に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。	
業務経験		下記のいずれかの業務経験を有すること。	
	評価対象期間	過去　10　年度分までの業務経験が対象 （2016年度以降、別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。）	
	同種業務	土地等の取得に伴う建物調査業務1契約において延床面積450㎡以上の建物調査をしたもの	
	類似業務	土地等の取得に伴う建物調査業務1契約において延床面積150㎡以上の建物調査をしたもの	
	補足説明	※建物の構造及び用途は問わない ※延床面積は1契約であれば複数建物の合計も可とする ※建物調査を実施したこと及び建物規模がわかる資料を添付のこと （テクリス、図面等）	
手持ち業務量の要件		全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 ５億円未満かつ10件未満 詳細は、別紙①（手持ち業務量）による。	
申請者との雇用関係		技術提案書の提出者の企業に、公示日の３か月以前から対象者に雇用されていること。	
管理補助技術者		○配置可	

照査技術者の要件	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①　補償業務管理士（物件部門） ②　補償コンサルタント登録規定「物件部門」に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の３か月以前から対象者に雇用されていること。
担当技術者の要件	
配置の要否	○配置予定者の配置を求める。
保有資格	×競争参加資格として求めないが、評価対象とする。
業務経験	×競争参加資格として求めないが、評価対象とする。
手持ち業務量の要件	×競争参加資格として求めないが、評価対象とする。
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の３か月以前から対象者に雇用されていること。
最大申請可能人数	5　名

「基本的事項」に関する注意事項

注1）記載の競争参加資格を有していること。

注2）地域要件を設定している業務の場合

近畿２府４県とは、下記に基づく営業所が、近畿２府４県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、その営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※建設コンサルタント業務の場合＝建設コンサルタント登録規程に基づく営業所

※地質調査業務の場合＝地質調査業者登録規程に基づく営業所

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

「企業の能力」に関する注意事項

注1）競争参加資格・要件としての業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる条件を満たす業務実績を有すること。

注2）業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3）業務実績対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道･空港･電気･ガス･通信）

⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5）日本及びＷＴＯ締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似の業務実績をもって判断する。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1）上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者を配置できること。

注2）保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3）業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験（担当技術者として従事した業務を含む。）に限る。

（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡しが完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4）業務経験の実績対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5）手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙①を参照すること。

（別表－3）

手続に関する期間等

業務名	小規模物件調査業務(2026-1-堺緩)
電子入札システム上の登録案件	電子入札（当社の承諾を得た場合のみ、紙入札方式（郵送等限定）に変更可能）

契約責任者	役職名	建設事業本部長
	氏名	杉浦　正彦
担当部署 （参加表明書等提出先）	郵便番号	〒　530-0005
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号　中之島フェスティバルタワー・ウェスト8階
	部署名	建設事業本部　建設企画部　総務・経理課
	電話番号	06－6203－8888（代）（内線50451）
	FAX番号	－
	E-mail	keiyaku-jh@hanshin-exp.co.jp
参加表明書等 に関する問い合わせ先	部署名	同上
	電話番号	同上
開札場所		阪神高速道路株式会社　建設事業本部 建設企画部

公示日			2026年　11月　9日（月）
①	契約書案及び設計図書等の 交付期間		2026年　11月　9日（月）　から 2026年　11月　19日（木）　午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで （土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）
	閲覧資料		閲覧対象資料なし（ダウンロード資料のみ）
	閲覧期間		－
	閲覧場所		－
②	参加表明書の提出期間		公示日に同じ。　から 2026年　11月　19日（木）　までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く）
③	競争参加資格の確認基準日		公示日　時点
④	競争参加資格確認結果の通知日		2026年　11月　27日（金）　まで
⑤	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求期限日		2026年　12月　4日（金）　まで
⑥	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の回答期限日		2026年　12月　9日（水）　まで
⑦	参加表明書の内容に関する質問の受付期間		公示日に同じ。　から 2026年　11月　13日（金）　午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く）
⑧	参加表明書の質問に対する回答の閲覧期限		2026年　11月　19日（木）　午後4時まで
⑨	入札説明書/設計図書に関する質問の受付期間		公示日に同じ。　から 2026年　12月　1日（火）　午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く）
⑩	入札説明書/設計図書に関する質問に対する回答の閲覧期限		2026年　12月　9日（水）　午後4時まで
⑪	入札の締切	1回目	2026年　12月　9日（水）　午後5時00分
		2回目	2026年　12月　16日（水）　午後5時00分
⑫	開札日時	1回目	2026年　12月　10日（木）　午前10時00分
		2回目	2026年　12月　17日（木）　午前10時00分

別表－4

技術評価項目・評価基準等

業務名：小規模物件調査業務(2026-1-堺緩)

大項目	中項目		評価項目	評価基準	評価 配点倍率	評価の重み(点) 管理技術者	照査技術者	担当技術者
企業の能力（提出書類）	専門技術力	成果の確実性	業務実績の内容 2016年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		10		
				①　同種業務の実績が2件 ある。	1			
				②　同種業務の実績が1件 ある。	3/4			
				③　類似業務の実績が2件 ある。	2/4			
				④　類似業務の実績が1件 ある。	1/4			
				業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
		保有資格	管理技術者資格、その専門分野の内容 ＊1	下記の順位で評価する ＊2		10	－	－
				①　以下の資格を有する。 補償業務管理士(物件部門)	1			
				②　以下の資格を有する。 補償コンサルタント登録規定「物件部門」に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。	1/2			
				上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			照査技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する ＊2		－	5	－
				①　以下のいずれかの資格を有する。 補償業務管理士(物件部門)	1			
				②　以下のいずれかの資格を有する。 補償コンサルタント登録規定「物件部門」に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。	1/2			
				上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			担当技術者資格、その専門分野の内容 ＊3-1	下記の順位で評価する ＊2		－	－	5
				①　以下のいずれかの資格を有する。 補償業務管理士(物件部門)	1			
				②　以下のいずれかの資格を有する。 補償コンサルタント登録規定「物件部門」に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。	1/2			
				③　該当なし。	0			
		業務経験	管理技術者の業務経験の内容＊1 2016年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		10	－	－
				①　同種業務の経験が2件 ある。	1			
				②　同種業務の経験が1件 ある。	3/4			
				③　類似業務の経験が2件 ある。	2/4			
				④　類似業務の経験が1件 ある。	1/4			
				業務経験がない場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			担当技術者の業務経験の内容＊3-2 2016年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		－	－	5
				①　同種の経験がある。	1			
				②　類似の経験がある。	1/2			
				③　該当なし。	0			
			若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する		－	－	5
				①　35歳以下の担当技術者が1名以上配置される。	1			
				②　35歳以下の担当技術者が配置されない。	0			
	専任性	専任性	管理技術者の手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のもの含む) ＊1	下記の順位で評価する		5	－	－
				①　全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満	1			
				②　全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が7件未満	1/2			
				③　全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満	0			
				なお、上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			担当技術者の手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のもの含む) ＊3-3	下記の順位で評価する		－	－	5
				①　全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満	1			
				②　全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が7件未満	1/2			
				③　全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円以上又は手持ち業務の件数が7件以上	0			
					小計①	60		
技術評価の配点合計				小計①＋小計②＝	合計	60		
技術評価点(A)				上記配点合計を100点へ換算	合計	100		
価格評価点(B)				価格評価点：技術評価点＝1：1	－	100		
評価値(A)＋(B)				技術評価点(A)＋価格評価点(B)＝	－	200		

＊1　管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として取り扱う。

＊2　外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

＊3-1　担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
ただし、下記1）又は2）の場合は上位 1 名の評価値とする。
1）担当技術者の資格については問わないが、配置された有資格者を評価する場合
2）担当技術者の資格を問うが、1 名のみ無資格者の配置を認める場合

＊3-2　担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
ただし、下記1）の場合は上位 1 名の評価値とする。
1）担当技術者の業務実績については問わないが、配置された業務実績のある者を評価する場合

＊3-3　担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。

＊4　各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位止めとする。（小数第3位以下を切り捨て）